

# 桶川北本水道企業団貯水槽水道に関する管理規程

## (目的)

第1条 この規程は、桶川北本水道企業団給水条例(平成10年条例第4号。以下「給水条例」という。)第6章貯水槽水道に基づく貯水槽水道に関する企業団の責務並びに設置者の責務について必要な事項を定め、もって貯水槽水道の適正な管理及び貯水槽水道によって給水する飲料水の安全な水質を確保することを目的とする。

## (届出)

第2条 貯水槽水道を設置しようとする者は、給水条例第5条に定める給水装置の新設等の申込みの際、「貯水槽水道設置届」様式第1号を企業長に届出るものとする。

2 貯水槽水道の設置者(以下「設置者」という。)は、当該貯水槽水道の水槽容量等の変更又は廃止するときは「貯水槽水道変更(廃止)届」様式第2号を企業長に届出るものとする。

## (検査要求)

第3条 貯水槽水道の給水を受けている水道使用者(以下「使用者」という。)から当該貯水槽水道に係る水質等の検査要求があったときは、企業長は、設置者の許可を得て立入り、調査及び検査するものとする。

2 前項に規定する検査要求する使用者は、「貯水槽水道の水質等検査要求書」様式第3号を企業長に提出するものとする。

## (情報の提供等)

第4条 企業長は、前条第1項に基づく調査及び検査をしたときは、当該調査等の状況を検査要求者に対し、「水質等検査要求に伴う調査結果報告書」様式第4号をもって情報提供するものとする。

2 前項の情報提供の際、当該貯水槽水道において掃除、補修等を要すると企業長が認めたときは、設置者に対し、「貯水槽水道改善願い書」様式第5号により検査等の状況を提示し、改善を願うものとする。

3 企業長は、前項の改善願いにより再三助言し、勧告したにも関わらず改善が不履行と認めたときは、衛生行政の指導情報として「貯水槽水道改善不履行報告書」様式第6号により衛生行政に報告するものとする。

## (設置者への指導、助言、勧告)

第5条 給水条例第43条に規定する指導、助言及び勧告は、次に定めるところによるものとする。

(1) 指導は、貯水槽水道の設置者に対して、定期的な清掃等、管理の充実

について、実行の理解を得るようにすること。この場合、専門業者の名簿照会及び設置者の自主管理の方法等について説明する。

- (2) 助言は、前号の措置に拘わらず、貯水槽水道の設置者が十分な管理を行っていない場合、水質汚染事故等を説明し、再度、管理を得るようにすること。
- (3) 勧告は、再三の指導、助言にも拘わらず、改善が見られない場合、最終手段として衛生行政から行政権限に基づく指示、命令等が発せられる旨説明すること。

(設置者の管理義務)

第6条 貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道の管理を設置者自らの責任において、適正に管理する義務を有する。

2 簡易専用水道における貯水槽水道の管理は、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第1項に基づく厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち次に掲げる項目について、検査を行うこと。

①一般細菌 ②大腸菌 ③硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ④塩化イオン ⑤有機物（全有機炭素（TOC））の量 ⑥PH値 ⑦味 ⑧臭気 ⑨色度 ⑩濁度 ⑪トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査
--

- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
  - (5) 貯水槽水道の検査は、水道法第34条の2第2項の規定に基づき、厚生労働省令第56条により1年以内ごとに1回とし、定期的に地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるものとする。
- 3 給水条例第44条第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道（以下「小規模貯水槽水道」という。）の管理及び検査は、前項の簡易専用水道

の管理基準に準じて行うものとする。ただし、検査において埼玉県知事の「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録事業者」を加え、又、状況に応じて設置者が管理及び検査することができるものとする。

(管理記録の保管)

第7条 貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道を掃除及び水質の検査をしたときは当該委託業者等からの報告書又は同等の書式等若しくは小規模貯水槽で設置者が実施した場合は「小規模貯水槽水道管理記録書」様式第7号を5年間保存するものとする。

(管理台帳)

第8条 企業長は、「企業団貯水槽水道管理台帳」様式第8号を作成し、当該貯水槽水道の設置者への指導等の記録を整備する。

(委任)

第9条 小規模貯水槽水道に関する必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則 (平成15年3月25日規程第9号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月29日規程第8号)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月14日規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年10月1日規程第5号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

# 貯 水 槽 水 道 設 置 届

年 月 日

桶川北本水道企業団

企業長 様

設置者住所

設置者氏名

電話番号 ( )

(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

貯水槽水道の設置について、下記のとおり届け出ます。

### 記

名 称	(通称 )							
所 在 地								
管理形態	自主管理	担当者	電話番号				常駐・非常駐	
	委託管理	委託先住所 氏 名	電話番号				常駐・非常駐	
建物概要	主たる用途	共同住宅( 戸)・個人住宅・事務所・店舗・学校・工場・病院 旅館・ホテル・その他( )						
	工事完成年月	年 月	階 数	地上 階・地下 階				
設備概要	受水槽	設置場所	屋内・屋外	床置き式・地下式・架台式	点検	6面点検可 ..... 6面点検不可	槽 数	槽
		有効水量	m <sup>3</sup>	材 質	FRP・コンクリート・鋼製・その他( )			
	高置水槽	設置場所	屋内・屋外	槽 数	槽 ・ 無			
		有効水量	m <sup>3</sup>	材 質	FRP・コンクリート・鋼製・その他( )			
	原水種別	上水道 口径 mm・その他( )	水道直結栓	有 (散水栓・消火栓) ・ 無				
配管材質	鋼管・塩ビライニング鋼管・ビニル管・その他( )							
備考								
施 工 業 者		受付番号		水道番号				

様式第2号

## 貯水槽水道変更（廃止）届

年 月 日

桶川北本水道企業団  
企業長

様

設置者住所

設置者氏名

電話番号 ( )

(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり変更(廃止)したので、届け出ます。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

電話番号 ( )

3 変更事項

変更前

変更後

4 変更（廃止）年月日

## 貯水槽水道の水質等検査要求書

年 月 日

桶川北本水道企業団

企業長 様

住 所

建物名称

部屋番号

氏 名

電話番号

使用している貯水槽水道について、下記の状況ですので水質等検査を要求します。

### 1 水質の状況

色	味	臭い	にごり	塩素臭	その他
(状況説明)					

### 2 貯水槽水道の設置者又は建物の所有者(管理人)

住 所	氏 名	電 話 番 号
		( )

### 3 建物概要

1	主たる用途: 共同住宅( 世帯)、事務所、店舗、学校、その他( )	2	建物の階数: 地上 階、地下 階				
3	受水槽容量 m <sup>3</sup>	4	受水槽材質: FRP・RC・鋼製	5	受水槽設置場所: 屋内・屋外	6	受水槽構造: 床置き・地下式
7	給水の方式: 高置水槽・圧力タンク・タンクレス・その他( )	8	原水: 水道水・井戸・その他( )				

# 水質等検査要求に伴う調査結果報告書

年 月 日

検査要求者

様

桶川北本水道企業団  
企業長  
担当者

年 月 日付貯水槽水道の水質等検査要求のあり  
ました 建物の水質等について調査した結果、下記のとおり報告します。

## 記

### 1 調査結果

--

### 2 設置者等

設置者住所	電話	( )
設置者	建物の名称	
設置年月日	昭和・平成 年 月 日	受水槽容量 m <sup>3</sup> 給水方式

### 3 清掃補修等の実績

実施状況	1 水槽等の定期点検	2 給水設備の月例点検	3 水質検査の実施	4 飲料水の外観検査	5 残留塩素の測定	6 施設図面管理
記録の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特記事項						

### 4 末端給水栓における水質の検査

採水場所	水の色	臭い	味	色度	濁度	残留塩素
	無色・有( )	異常有・無	異常有・無	異常有・無	異常有・無	mg/l

### 5 水槽等の外観検査

	チェック内容		受水槽	高置水槽		チェック内容		受水槽	高置水槽
	1	2				1	2		
内部状態	1 水槽内部の状態			構造	2 水槽本体の状態				
	①	内部壁面の汚れ、清掃不良、さび等沈殿物			①	破損、亀裂、漏水			
	②	異物、浮遊物、濁り、塗装の剥離			②	汚染のおそれのある開口部			
	③	給水管以外の配管の貫通			③	容量過大			
	④	揚水管の位置、吐出口空間		④	内部の点検、清掃、修理等が支障のない形状				

# 貯水槽水道改善願い書

貯水槽水道設置者

年 月 日

様

桶川北本水道企業団  
企業長

担当者 給水課

年 月 日 の貯水槽水道を  
調査した結果、下記のとおりですので早急に改善されますようお願いします。

## 記

### 1 調査結果

--

### 2 給水栓における水質検査

採水場所	1 色	2 味	3 濁り	4 臭気	5 残留塩素
	無色・あり( )	異常なし・あり( )	透明・あり( )	異常なし・あり( )	mg/l

### 3 貯水槽の状況チェック

	チエック内容	受水槽	高置水槽		チエック内容	受水槽	高置水槽
設置場所	1 設置状況及び水槽周囲の状況			構造	4 マンホールの状態		
	① 清掃不良、物置化				① 旋錠		
	② 排水不良、床面滞留水				② かさ上げなし、不足		
	③ 汚水槽との隣接				③ 密閉構造(さびつき、パッキン)		
	④ 点検、清掃、修理等が安全で容易な場所				5 水槽に付帯する管口部の状態		
構造	2 水槽本体の状態			内部状態	① オーバーフロー管、通気管の防虫網		
	① 破損、亀裂、漏水				② オーバーフロー管、水抜管の排水口空間		
	② 汚染のおそれのある開口部				③ 満水警報装置の作動		
	③ 容量過大				6 水槽内部の状態		
	④ 内部の点検、清掃、修理等が支障のない形状				① 内部壁面の汚れ、清掃不良、さび等沈殿物		
その他	3 水槽上部の状態			備考	② 異物、浮遊物、濁り、塗装の剥離		
	① 水槽のふたの直接上部の状態				③ 給水管以外の配管の貫通		
	② 排水不良、床面滞留水				④ 揚水管の位置、吐出口空間		
	③ 容量過大				7 設備及び給水管等の状態		
	④ 他の設備等(機械室、店舗、駐車場、通路)				① クロスコネクション等( )		
凡例				※貯水槽水道の管理の方法について貯水槽水道管理要綱をご覧ください。			
<input type="radio"/> 良 <input checked="" type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/> 点検不能 <input checked="" type="checkbox"/> 該当せず							



## 貯水槽水道改善不履行報告書

年 月 日

衛生行政 御中

埼玉県北本市中丸6-83  
桶川北本水道企業団  
企業長

下記建物の貯水槽水道の使用者から水質等検査要求があり、これに基づき現地調査した結果、別紙写のとおり当該設置者に清掃等について指導、助言したにも関わらず、改善がされませんので、貴職による行政指導が適切と存じますのでご報告します。

### 記

貯水槽水道施設名	名 称				
	所 在 地				
該 当 水 道	簡易専用水道	小規模貯水槽水道	設置年月日	昭 和 ・ 平 成	年 月 日
貯水槽水道設置者	氏 名				
	住 所				
	電 話				
検 査 機 関 の 受 験 又 は 自 主 検 査 歴	毎年実施( 月頃)	年前に実施	受験したことがない		
受 水 槽 等 の 清 掃	毎年実施( 月頃)	年前に実施	受験したことがない		

### 指導等の経過

年 月 日	指 導 内 容

# 小規模貯水槽水道管理記録書

検査日 年 月 日

担当者

設置者

住所

氏名

建物名称

記

1 建物概要

① 主たる用途: 共同住宅( 世帯)、事務所、店舗、学校、その他( )	② 建物の階数: 地上 階、地下 階		
③ 受水槽容量 m <sup>3</sup>	④ 受水槽材質: FRP・RC・鋼製	⑤ 受水槽設置場所: 屋内・屋外	⑥ 受水槽構造: 床置き・地下式
⑦ 給水の方式: 高置水槽・圧力タンク・タンクレス・その他( )	⑧ 原水: 水道水・井戸・その他( )		

2 管理状況

実施状況	① 水槽等の定期点検	② 給水設備の月例点検	③ 水質検査の実施	④ 飲料水の外観検査	⑤ 残留塩素の測定	⑥ 施設図面管理
記録の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特記事項						

3 末端給水栓における水質の検査

採水場所	水の色	臭い	味	色度	濁度	残留塩素
	無色・有( )	異常有・無	異常有・無	異常有・無	異常有・無	mg/l

4 水槽等の外観検査

	チェック内容	受水槽	高置水槽	チェック内容	受水槽	高置水槽
設置場所	1 設置状況及び水槽周囲の状況			4 マンホールの状態		
	① 清掃不良、物置化			① 旋錠		
	② 排水不良、床面滞留水			② かさ上げなし、不足		
	③ 汚水槽との隣接			③ 密閉構造(さびつき、パッキン)		
	④ 点検等が安全で容易な場所			5 水槽に付帯する管口部の状態		
構造	2 水槽本体の状態			① オーバーフロー管、通気管の防虫網		
	① 破損、亀裂、漏水			② オーバーフロー管、水抜管の排水口空間		
	② 汚染のおそれのある開口部			③ 満水警報装置の作動		
その他	③ 容量過大			6 水槽内部の状態		
	④ 点検等が支障のない形状			① 壁面の汚れ、清掃不良、さび等沈殿物		
	3 水槽上部の状態			② 異物、浮遊物、濁り、塗装の剥離		
	① 水槽のふたの直接上部の状態			③ 給水管以外の配管の貫通		
その他	② 排水不良、床面滞留水			④ 揚水管の位置、吐出口空間		
	③ 容量過大			7 設備及び給水管等の状態		
凡例	④ 他の設備等(機械室、店舗、駐車場、通路)			① クロスコネクション等( )		
	○ 良	✓ 要改善	— 点検不能	□ 該当せず	備考	
				※貯水槽水道の管理の方法について貯水槽水道管理要綱をご覧ください。		

# 企業団貯水槽水道管理台帳

年 月 日

## 1 建物概要

企業団管理番号(水道番号)		設置年月日	昭和・平成	年	月	日
法 適 区 分	小規模貯水槽水道 簡易専用水道	変更年月日	昭和・平成	年	月	日
設 置 場 所		建 物 名 称				
設 置 者		管 理 者				
設 置 者 住 所		管 理 者 住 所				
設置者連絡先	( )	管理者連絡先	( )			

設置者が法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名を。個人で設置者と管理者が異なる場合は別々に

## 2 建物概要

① 主たる用途: 共同住宅( 世帯)、事務所、店舗、学校、その他( )	② 建物の階数: 地上 階、地下 階		
③ 受水槽容量 m <sup>3</sup>	④ 受水槽材質: FRP・RC・鋼製	⑤ 受水槽設置場所: 屋内・屋外	⑥ 受水槽構造: 床置き式・地下式
⑦ 給水の方式: 高置水槽・圧力タンク・タンクレス・その他( )	⑧ 原水: 水道水・井戸・その他( )		

## 3 貯水槽水道

清掃業者	名 称				自主清掃
	所在地	電 話	( )		

## 4 水質検査

検査機関	名 称				自主清掃
	所在地	電 話	( )		

## 5 検査経過

検査等年月日	主 たる 内 容	改善を要する場合 改善年月日	担当印
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	